

平成26年第2回美祢市議会臨時会会議録（その1）

平成26年5月22日（木曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	岡山 隆
7番	高木法生	8番	萬代泰生
9番	三好睦子	10番	山中佳子
11番	岩本明央	12番	下井克己
13番	河本芳久	14番	西岡 晃
15番	荒山光広	16番	徳並伍朗
17番	竹岡昌治	18番	村上健二
19番	秋山哲朗		

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係	大塚 享
議会事務局企画員	野尻登志枝		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
建設経済部長	西田良平	総合観光部長	藤澤和昭
上下水道事業局長	松野哲治	総務部長	大野義昭
総務部長	白井栄次	総務課長	細田清治
財政課長		税務課長	
市民福祉部次長	杉原功一	市民福祉部次長	三浦洋介
総合観光部長	繁田 誠	総合観光部長	綿谷敦朗
観光総務課長		観光振興課長	
病院事業者	高橋睦夫	病院事業局長	金子 彰
管理		管理部長	
代表監査委員	三好輝廣	消防長	阿野一俊
美東総合支所長	倉重郁二	秋芳総合支所長	奥田源良

教育委員会
事務局 長
会計管理者
農業委員会
事務局 長

山 田 悦 子
久 保 毅
末 藤 勝 巳

教育委員会
事務局 次長
監査委員
事務局 長

末 岡 竜 夫
小 田 正 幸

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）
- 日程第 4 議案第 2 号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第 5 議案第 3 号 専決処分の承認について（美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第 4 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 7 議案第 5 号 平成26年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 6 号 平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議員提出議案第 1 号 美祢市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第10 常任委員会委員の選任について
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第12 議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の氏名報告について
- 日程第13 会期の延長について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。ただいまから平成26年第2回美祢市議会臨時会を開会いたします。

会議に入ります前に、このたび、山口県市議会議長会及び中国市議会議長会において、表彰があり、表彰状及び記念品は先般、伝達をいたしました。被表彰者のお名前を事務局長から報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） それでは、御報告申し上げます。

山口県市議会議長会表彰、普通表彰、議員8年以上、河本芳久議員、下井克己議員。

中国市議会議長会表彰議員普通表彰、議員8年以上、山中佳子議員。

以上、御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 次に、4月の人事異動によりまして、職員の異動がありました。

この際、執行部より紹介がございますのでよろしく願いいたします。林副市长。

○副市长（林 繁美君） 議長からのお許しをいただきましたので、私のほうから4月1日付で人事異動を行いました。

本日、出席しております関係者の執行部の名前を紹介させていただきます。

まず、議長席向かって左ですが、建設経済部長西田良平でございます。

続きまして、向かって右側、消防長阿野一俊でございます。

最後に議会事務局職員、野尻登志枝でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（秋山哲朗君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。本臨時会に本日までに送付してございますものは、執行部からは議案第1号から議案第6号までの6件と、事務局からは議員提出議案第1号及び会議予定表でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表第1号及び議案付託表、以上2件でございます。御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、下井克己議員、河本芳久議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期、臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付したしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、議案第1号専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）から日程第8、議案第6号平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 本日、平成26年第2回美祢市議会臨時会に提出をいたしました議案6件について御説明を申し上げます。

議案第1号は美祢市税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成26年3月31日にそれぞれ公布をされ、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例及び優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限をそれぞれ3年間延長する改正を行うものであります。

次に、公害防止用設備等の取得について、固定資産税の課税標準額の特定制による固定資産税の減額を創設する改正を行うものであります。

次に、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置を創設する所要の改正を行うものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、美祢市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市都市計画税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、本条例の規則第12項の読替規定において、引用している地方税法規則第15条固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の廃止及び新設に伴う項ずれによる項番号の整備の改正を行うものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第3号は、美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令が平成26年3月31日公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条に定める、基本計画の同意の費用を2年間延長し、平成28年3月31日までとするものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第4号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の内容としましては、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の

限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額の限度額を12万円から14万円に改正するほか、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減、及び2割軽減の対象となる所帯の軽減判定所得の引上げ等を行うため、所要の改正を行うものです。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

議案第5号は、平成26年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

これは、平成25年度の観光事業特別会計の決算見込みにおいて、単年度収支では1億8,870万円の黒字が見込まれますが、平成24年度の赤字に対する繰上充用金が4億6,357万4,000円必要としたことから、差し引き2億7,487万4,000円の歳入不足が見込まれますので、地方自治法施行令第166条2により、これらを繰上充用するため予備費を2億7,487万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6億6,385万5,000円とするものであります。

議案第6号は、平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

これは、平成25年度の住宅資金貸付事業特別会計において、住宅資金貸付金の償還金の未納により2,875万8,000円の歳入不足が見込まれますので、地方自治法施行令第166条の2により、これを繰上充用するため、平成26年度予算の補正を行うものであります。

以上によりまして、既定の歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,875万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,057万6,000円とするものであります。

以上、提出いたしました、議案6件について、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第1号専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか、三好議員。

○9番（三好睦子君） お尋ねいたします。課税の特例で7条の4では肉用牛を市場に売ったときの所得に関する課税が、特例になるということなんですが、市内には肉牛農家があると思いますが、どのように周知をされるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） 細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） ただいまの三好議員の質問にお答えします。

この制度は、昭和44年度から始まっておりまして、特段税務課のほうから周知はしておりません。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第1号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○9番（三好睦子君） 周知はしてないということなんですが、知らないと損をするということにならないかと思えます。肉用牛の農家の方が、これを知っておられて、所得に出されなければいいのですが、もし、出されたときに、自身の確定申告のときにチェックというか、もし出されたらこういうことがあるのよと、言っていたらいいようにお願いします。

今回は、肉用牛の課税の特例でしたが、障害者の方や、要介護認定者の方が場合によっては、税の軽減になることもありますので、こうした各種、減免制度は確定申告のときに、しっかり市民の方に知らせていただきたいことを述べまして、承認の意見とします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案について、原案のとおり、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第2号専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第2号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第3号専決処分の承認について（美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第3号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第4号専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第4号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第5号平成26年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第6号平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○9番（三好睦子君） この内容ですが、起債が56年からあると聞きましたが、これは既に、もう56年といえば1981年で、33年経過していますが、この償還期間というのは、何年に設定がされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） 三好議員の質問にお答えいたします。償還期間につきましては、25年でございます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） よろしいですか、三好議員。

○9番（三好睦子君） 25年過ぎて、33年、8年ですかね、経過しているんですけど、回収とかいろんな事、いろいろ御苦労があるかと思いますが、どのようにこれからされていかれるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） ただいまの質問にお答えをいたします。

未償還部分における徴収につきましては、月末を中心に臨戸訪問、また電話催告より随時、実施しております。

特に、盆、それから年末につきましては、集中徴収期間と定め、精力的に催告を行っており、未償還額を減らすため鋭意努力しております。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） よろしいですか、三好議員。

○9番（三好睦子君） はい。わかりました。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

この間に、議員の皆さんは、教育民生建設観光委員会の開催をお願いいたします。

午前10時20分休憩

……………
午後 1時00分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議案第5号及び日程第8、議案第6号までを一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育民生建設観光委員長。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 登壇〕

○教育民生建設観光委員長（岩本明央君） ただいまより、教育民生建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

報告に当たり、執行部からの議案内容の説明は割愛させていただきます。

先ほど、委員全員出席のもと、本委員会を開催しました。

本委員会に付託されました議案第5号平成26年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第6号平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）の2議案について、2件とも繰上充用に関するものであります。

慎重に審査したところ、いずれも全会一致にて、原案のとおり可決されました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について、御報告申し上げます。

議案第5号平成26年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）について、委員より、観光客の減により、平成25年度の単年度黒字額が減少しており、資金不足比率40%程度と目算される。観光客をふやし、経営健全化基準の20%を達成するため、観光客誘致に対する戦略的投資、営業活動などについて、どのようにお考えか、との問いに対して、執行部より、経営健全化計画との乖離については、誘客施策の弱体化が招いたものと考えており、観光PRの不足や営業不足は反省点です。現在、山口県観光連盟との連携により、そのネットワーク等を活用し、首都圏、中部圏、関西圏からの団体誘客活動などに取り組んでいます。また、旅行エージェントを訪問し、夏休み期間、本年度の下半期、上半期のツアーなどに取り組む

ことや、旅行業者とのネットワークを構築することを目的にしていますとの答弁がありました。

次に、委員より、平成25年度の秋芳洞の入洞者数52万人のうち、団体客の割合はどのくらいか、また個人客に対しては、どのような誘客活動をしているのかとの問いに対して、執行部より、平成25年度は、団体客が40.7%、平成24年度が45.5%です。また、個人客のターゲットは、福岡、広島、関西などとしており、営業プロモーションとして、ラジオやイベントなどで観光PRしていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、個人客の誘客については、イベントや連休の1カ月前ぐらいから、職員や観光協会がチラシ配布などのPR活動をすべきと思うが、いかがかとの問いに対して、執行部より、いろいろな方面において、秋吉台、秋芳洞のPRは重要だと思いますが、観光客の減の主な要因は、団体客の減少と考えています。

また、個人旅行客が増加傾向にある、社会的状況もありますので、今年度は、団体の誘客に力を注いでいきたいと考えていますとの答弁がありました。

そのほか、意見、要望は特にございませんでした。

最後に、執行部より、旧三菱樹脂所有のグラウンドにおいて、市外の事業者がメガソーラー発電事業を実施されることになり、これにより市が、固定資産税等の増収を得られること、また、これまでにグラウンドを使用されていた団体への対応等についても、報告がなされました。

このことに関しては、質疑等のございませんでした。

以上をもちまして、教育民生建設観光委員会の委員長報告を終わります。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 教育民生建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生建設観光委員長の報告を終わります。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 自席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第7、議案第5号平成26年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）

を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議員提出議案第1号美祢市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。荒山光広議員。

〔荒山光広君 登壇〕

○15番（荒山光広君） それでは、議員提出議案第1号美祢市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案は河本芳久議員、岩本明央議員、高木法生議員の御賛成をいただきまして、提出するものであります。

本案は、現在、本市議会が設置しております3つの常任委員会のうち、総務企業委員会及び教育民生建設観光委員会における所管事項の見直し、並びに委員会の名称変更について、昨年からの協議を重ねた結果、本条例の一部を改正するに至ったも

のであります。

改正の内容は、現在、教育民生建設観光委員会の所管事項であります、市民福祉部及び消防本部を総務企業委員会に移管し、またそれに伴いまして、総務企業委員会を総務民生委員会に、教育民生建設観光委員会を教育経済委員会にそれぞれの名称を改めるものであります。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上で、提案理由の説明といたします。

全会一致をもって、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔荒山光広君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〔荒山光広君 自席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。ただいま議題となっております、議員提出議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、委員会付託を省略することに決しました。これより、議員提出議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後1時12分休憩

午後4時44分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりこれを延長することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議事の都合により会議時間を延長いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後 4時45分休憩

午後11時40分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、会期の延長についてを日程に追加し、先議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期の延長についてを日程に追加し、先議することに決定しました。

日程第13、会期の延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。今、臨時会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を5月23日までの1日間延長したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、5月23日までの1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでとし、延会したいと思っております。これに御異議ございませんか。（発言する者あり）延会です。（発言する者あり）よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。なお、明日は午前0時10分から本

会議を開きます。

本日はこれにて延会をいたします。

午後 1 1 時 4 2 分延会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年5月22日

美祢市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

下井克己

”

河本芳久